# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	東京金属事業健康保険組合おける 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京金属事業健康保険組合(以下「当組合」という。)は、適用、保険給付及 び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当た り、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを 軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京金属事業健康保険組合

## 公表日

令和5年2月15日

[令和7年5月 様式2]

#### 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

②事務の概要

適用、給付及び徴収関係事務

#### く制度内容>

当組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受け る医療の質の向上を図ることを目的としている。

その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険 料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者や 広報活動、保養施設の運営、などを行っている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被 保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」 という。)に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保 

当組合の加入者は、関東甲信越地方に所在する金物製品の製造・販売業の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者(一般加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間 があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者(任意継続加入者)で、いずれも後期高齢者医 療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。 <事務内容>

当組合が行う事務のうち、番号法別表の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しく は福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入 者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。

なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子 データにしてオンラインでマイナポータル(社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス)経由で申 請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になる(※1)。

1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当って適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処 理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照

(2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮 名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法 第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を 入手(※2)

(3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者技番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サー バー等の登録情報を更新

(4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場 合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを 確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利 用する公的給付支給等口座情報(以下、「公金受取口座情報」という。)(被保険者が希望する場合に限

る。)は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認(※3) (5)健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)や高齢受給者証等の発行・管理事務に 係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照

(6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照

(※1)マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク(以下「オンライン請求NW」という。)を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲 覧等できないようにシステム上制御されている。

(※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、支払基金経由で中間サ

(※3) 従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等を介して行う。

2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る届出書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び資格関係情報等の参照

(2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引

(3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の 情報保有機関に照会し確認(※4)

(4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録

(5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る対象者の 確認及び資格関係情報等の参照

(※4)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。

3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務)

(1)任意継続又は特例退職被保険者の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続又は特例退職被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に 係る事務について、資格関係情報等の参照

(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口 ル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能に

#### ③システムの名称

- 1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。)
- 2. 中間サーバー等
- 3. 電子申請受付クライアントソフト

#### 2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番2

・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する [ 1 2) 実施しない 3) 未定

番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)

(照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び 同命令第5条

(提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166、173の項及び

同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条 第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、 第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 ②法令上の根拠

(委託の根拠)・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項

当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金であ

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 総務部

②所属長の役職名 総務部長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-11-11

東京金属事業健康保険組合 総務部総務課 03-3866-2811

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-11-11

東京金属事業健康保険組合 総務部総務課 03-3866-2811

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

#### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年2月15日 時点	

#### 2. 取扱者数

特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時占の計数か	今和5年	E2月15日 時占			

#### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか 会選択肢> スピー (選択肢) 発生なし コン発生なり

1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(付	青報摄	供ネットワークシステム	を通じ	と入手	∈を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託			1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託	や情報提供ネットワークシ	ノステムを	通じた	と提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステノ	との接続		I	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去	
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 課題が残されている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ば次のような対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供いる。 ・申請者からマイナンバーが得らている。 ・複数人での確認や上長による最いる。 ・個人番号の届出を事業所が本、則って本人確認を行う。 ・紙媒体の届出まックを行ってい。 ・PC等の機器の返却や廃棄の際か、健保組合がデータ消去ソフト	管・廃棄等の事務において、人為的ミスが発生するリスクに対し、例え き原則とし、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行って れない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報による照会を原則とし 最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残して 人から受ける際、又は健保組合が本人から受ける際には番号法16条に 等を健保業務の基幹システムに登録(入力)する際には、届出書との読
9. 監査		
実施の有無	[ <b>O</b> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ 〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって不</li><li>4) 委託先における不正な使</li><li>5) 不正な提供・移転が行わ</li><li>6) 情報提供ネットワークシス</li></ul>	務に必要のない情報との組付けが行われるリスクへの対策 正に使用されるリスクへの対策 理用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 減失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇	<u>听</u>					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和2年9月30日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	<事務の内容> 当組合が行う事務~特定個人情報を以下の 範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴 収に当って適用する資格関係情報等を 略 (6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る 届出書について資格関係情報等の参照		事前		
令和2年9月30日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基 幹システム」という。) 2. 中間サーバー等	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基 幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 電子申請データ・ダウンロードAP(以下「ダ ウンロードAP」という。)	事前		
令和2年9月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③法令上の根拠	の制限) 略 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)略 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第99条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第35条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事前		
令和5年2月15日	I −1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴 収に当たって適用する資格関係情報等を取り 扱う事務) (1)~(3) 略 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険 者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格 要失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報 は、情報提供ネットワークシステムを利用して 当該情報保有機関に情報照会し確認(※3)	1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料 徴収に当たって適用する資格関係情報等を取 り扱う事務) (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険 者や被扶養者の資格認定は当たり確認情報が、 必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加 入していた医療保険者等に情報照会し、資 で表していることを確認、また、被扶養者の資格 格認定に必要な課税証明書や住民票等情報 給付金・還付金等の支給に利用する公的給付 支給等口座情報(以下、「公金受取口座情報」 という。)(被保険者が希望する場合に限して、「公的 総付金等の理情報(関に情報照会し確認(※3) (付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的 給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律が令和 4年1月に施行され、被保険者が「公金受取口 座情報」の利用を希望した場合に限して、「公的 の預貯金口座の登録等に関する法律が令和 4年1月に施行され、被保険者が「公金受取口 座情報」の利用を希望した場合に限して、 に、口座情報登録システムを通じて情報照会を行い、 い、口座情報登録システムを通じて情報照会を行い、 い、口座情報登録システム(デジタル庁)から 当該被保険者の公金受取口座情報を分手して 据込等の事務処理に利用することが可能に なった。	事前		
	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第31条の2	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第31条の2の2	事前		
	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前		
	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 電子申請データ・ダウンロードAP(以下「ダウンロードAP」という。)	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基 幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 電子申請受付クライアントソフト	事前		
令和7年10月24日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共	(2) 事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下15情報)という。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を入手(5)健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照	事後	番号法、健康保険法、主務省令等の改正により事後に変更	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2項番3番号法別表第2の主務省 今で定める事務及び情報を定める命令 第3条 (提供)別表第2項番1、2、3、4、5、9、12、15、 17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、 80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第 12条の3、第15条、第10条の2、第11条の2、第 12条の2、第 25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第 41条の2、第 41条の2、第 41条の2、第 553条、第55条の2、第31条の2の2、第33条、第 41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、 第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条(提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2.6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項及び同命令第4条、第68条、第15条、第29条、第44条、第50条、第15条、第29条、第44条、第50条、第17条、第67条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第117条、第127条、第13条、第13条、第143条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	事後	番号法、健康保険法、主務省 令等の改正により事後に変更
	I-9. 規則第9条第2項の適用IV-8. 人手を介在させる作業IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		I-9, 規則第9条第2項の適用 IV-8. 人手を介在させる作業 IV-11, 最も優先度が高いと考えられる対策 の項目を追加	事後	特定個人情報評価指針の改 正による評価書の様式改正 のため事後に変更
		<del> </del>			